平成２２年（フ）第８７号
北海道札幌市中央区北１条東10丁目15番地82―1412、住民票上の住所長野県諏訪郡原村17217番地2490
債務者　山崎美登里
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　泰史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１７０６号
札幌市南区川沿17条２丁目１番13号　シャルレⅡ―203号
債務者　西野　真生
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　浩士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１１９号
札幌市北区西茨戸３条１丁目３番23号
債務者　多田　一浩
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　佳織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８号
愛知県新城市字北畑５番地２
債務者　田中あゆみ
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１７６号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸315番地の１　さくらハイツＡ棟105号
債務者　上武美智恵（旧姓野澤）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第７８６号
さいたま市南区広ヶ谷戸242番地１　サンロイヤル102号室
債務者　川嶋　　香
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８５１号
さいたま市浦和区領家１丁目１番６号　メゾネット領家南102号室
債務者　秋田　　豊
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８６３号
埼玉県新座市栗原５丁目２番12号　ひばりヶ丘兼六ハイム101号室
債務者　三浦きよ子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８６４号
埼玉県新座市栗原５丁目２番12号　ひばりヶ丘兼六ハイム101号室
債務者　三浦　清一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８６６号
埼玉県朝霞市三原５丁目14番19号　コーポモア101
債務者　國井　剛志
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９１８号
さいたま市浦和区領家７丁目25番10号　マッキーズステューディオ101
債務者　平野理恵子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９７０号
埼玉県加須市土手１丁目12番３号　906
債務者　田中　隆行
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９７３号
さいたま市緑区東浦和３丁目13番地13　メゾン大牧201号
債務者　福田　實子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７２号
さいたま市緑区馬場２丁目21番地34
債務者　入江　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
埼玉県草加市両新田東町141番地９　ファミールモリ２―103号
債務者　嶋田　正幸
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
埼玉県春日部市一ノ割３丁目６番41号　第１サンライズ大熊205、前住所埼玉県春日部市一ノ割２丁目９番12号　グランヴェール・ロゼ203号
債務者　岩田　真見
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係